

令和8年度からの申請方法について

(津市狭あい道路整備事業助成金交付申請)

津市狭あい道路整備事業は、通行に支障のある幅員が4m未満の狭あいな生活道路の解消のために、市民の皆様と協働して、良好なまちづくりを進めることを目的とし、道路拡幅用地を本市に寄附していただける方を対象に、測量、分筆に要する費用及び塀等の除却に要する費用の一部を助成するとともに、市が道路を整備し、維持管理を行う事業です。

1 申請方法

狭あい道路整備事業助成金交付申請については、令和8年度から申請期間を設定しますので、期間内に狭あい道路整備事業助成金交付申請書の提出をお願いします。

2 申請要件

令和8年4月30日(木)までに狭あい道路整備事業に係る道路拡幅用地の寄附、物件の除却等の協議が整っているもの。

※協議が整っているものとは、狭あい道路整備事業協議申請書を提出し、道路中心確認により道路中心線が決定しているもの。

3 申請期間

令和8年5月1日(金)午前8時45分から令和8年5月29日(金)午後4時00分まで

注) (1) 郵送の場合、当日消印有効とします。

(2) 申請書類に不備がある(交付申請書の不備、添付書類の未添付等)場合は、受付出来ませんのでご注意ください。訂正及び必要書類添付等の上、上記期間内に申請して下さい。

4 申請場所

窓口：津市役所本庁舎5階 建築指導課 建築指導担当

郵送先：〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市都市計画部建築指導課 建築指導担当

5 交付の決定

令和8年6月以降に交付の決定をし、申請者又は代理人へ通知します。

注) 多数の申請があった場合は、上記の「2 申請要件」で示す協議が整った日等を勘案し、予算の範囲内で交付決定します。

6 その他

(1) 申請書等は、津市ウェブサイトよりダウンロード出来ます。

【アドレス・QRコード】

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/shisei/>

[keikaku_matizukuri_torikumi/1005750/1005854/1005856.html](https://www.info.city.tsu.mie.jp/shisei/keikaku_matizukuri_torikumi/1005750/1005854/1005856.html)



(2) 不明な点については、下記担当へお問い合わせください。

津市都市計画部建築指導課 建築指導担当

電 話 : 059-229-3185

F A X : 059-229-3336